

○大町市事後審査型一般競争入札実施要領

平成20年7月3日

告示第53号

改正 平成25年5月28日告示第88号

平成28年11月8日告示第200号

令和6年11月8日告示第132号

(趣旨)

第1条 この要領は、大町市が行う建設工事等の事後審査型一般競争入札に関して、大町市財務規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）及び大町市事後審査型一般競争入札心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事後審査型一般競争入札」とは、一般競争入札において、開札後に入札参加資格要件の確認を行い、落札を決定する方式の入札をいう。

(対象工事)

第3条 事後審査型一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が1,000万円以上の建設工事で、大町市業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）が指定したものである。

2 前項の規定にかかわらず、業者選定委員会において事後審査型一般競争入札によることが適当と認めたものは、対象工事とする。

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、入札公告日から落札決定までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

ア地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ大町市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

エ大町市又は国若しくは他の地方公共団体から指名停止等の措置を受けていない者であること。

オ入札日現在において対象業種の有効な経営事項審査を有していること。

カ共同企業体方式で入札に参加する場合は、大町市建設工事共同企業体運用基準に基づく共同企業体であること。

キ会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の更生手続開始の申立てをしている者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の再生手続開始の申立てをしている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(2) 対象工事ごとに定める入札参加資格要件

ア業種ごとの建設業許可区分

イ業種ごとの等級格付又は資格総合点数

ウ施工実績

エ本店又は営業所の所在地

オ配置技術者に関すること。

カその他市長が必要と認めるもの

(3) 前号の対象工事ごとに定める要件は、業者選定委員会において決定する。

(公告)

第5条 事後審査型一般競争入札を実施するときは、規則第106条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 設計図書等に関する質問及び回答に関すること。

(2) 第11条第4項に規定する入札参加資格確認に必要な書類の提出期限、場所及び方法に関すること。

(3) 落札者の決定方法に関すること。

(4) 契約保証金、低入札価格調査基準価格、最低制限価格及び支払条件に関すること。

2 公告日は、原則木曜日とし、木曜日が大町市の休日を定める条例(平成2年条例第15号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日とする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

3 公告は、市役所掲示場に掲示するほか、大町市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載することとする。

(設計図書等の有償頒布及び閲覧)

第6条 設計図書等のうち、ホームページ上に掲載が適さないものに限り、有償頒布とする。

2 設計図書等は、総務部企画財政課(以下「企画財政課」という。)において公告日から入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第7条 設計図書に関する質問は、別に定める様式により、企画財政課に提出することとし、質問及び回答は、ホームページに掲載するものとする。

(入札の方法)

第8条 入札は、指定した日時及び入札会場において、別に定める入札書により行う。

2 第1回の入札に際しては、工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の無効)

第9条 前条第2項の規定による工事費内訳書の提出に応じなかった者の入札は、無効とする。

(落札候補者の決定)

第10条 予定価格以下で最低の価格を提示した者(最低制限価格未満での入札者を除く。)を落札候補者とする。

2 同じ価格をもって入札した者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者の順位を決定することとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第11条 前条第1項に規定する落札候補者の入札参加資格を確認するため、速やかに落札候補者に対して、公告に示した入札参加資格確認書類(以下「確認書類」と

いう。)の提出を求めるものとする。

- 2 確認書類は、落札候補者を決定した日の翌日(その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日)までに提出しなければならない。
- 3 前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とするものとする。
- 4 確認書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認書
  - (2) 施工実績調書
  - (3) 配置技術者調書
  - (4) その他市長が必要と認めるもの  
(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第12条 入札参加資格の審査は、落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、第4条に定める入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。ただし、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、予定価格以下で応札した次順位者(最低制限価格未満での入札者を除く。)から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1者が確認できるまで行うものとする。

- 2 低入札価格調査を行う基準となる価格に満たない入札があった場合には、大町市低入札価格調査制度実施要領(平成25年告示第92号)に基づく低入札価格調査を実施した上で落札候補者を決定し、第11に定める入札参加資格を確認した後に落札者を決定するものとする。
- 3 落札者の決定は、確認書類の提出があった日から起算して2日(休日を除く。)以内に行うものとする。
- 4 市長は、落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し落札決定通知書により通知し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。
- 5 市長は、第1項の審査において入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。
- 6 市長は、落札者以外の入札者に対しては、落札者決定通知書により、落札者が決定した旨通知することとする。  
(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第13条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第5項の通知をした日の翌日から起算して3日以内に、市長に対して、書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して4日以内に書面により回答するものとする。  
(資料等)

第14条 市長は、確認書類その他資料等(以下「資料等」という。)について、特に必要があると認めた場合は、説明を求めることができる。

- 2 資料等に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出後の書類は返却しないものとする。
- 3 市長は、資料等を無断で他の用途に使用しないものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年5月28日告示第88号)

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月8日告示第200号)

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の大町市事後審査型一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告を行うものに適用し、同日前に入札の公告を行うものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和6年11月8日告示第132号)

この要領は、告示の日から施行する。